

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年7月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900009号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年10月21日から昭和37年10月19日まで
私は、請求期間について、A社に勤務し、得意先でB業務を行っていたが、当時の厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していたことは間違いないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が請求期間直後に厚生年金保険被保険者資格を取得した事業所から提出された請求者の履歴書、請求者が名前を挙げた同僚の陳述及び得意先の複数の者の回答又は陳述により、請求者は、期間は特定できないものの請求期間当時、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は平成8年6月*日に解散しており、請求期間当時の事業主は死亡している上、請求期間後の代表取締役は請求者に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求者の同社における勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間に係るA社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険の番号に欠番はない上、請求者及び請求者が名前を挙げた複数の同僚の氏名がない。

さらに、請求期間について、請求者は給与明細書等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。